

『純粋理性批判』 第二類推に関する考察

鄭 英昊

0. はじめに

本稿では、『純粋理性批判』⁽¹⁾におけるカントの第二類推、いわゆる因果性についての議論を扱う。この箇所はそれ自身非常に興味深いテーマを扱っていることに加えて、ヒュームとの関係やその議論の複雑さゆえにも多くの注目を集め、膨大な先行研究が積み重ねられてきた箇所でもある。しかしながら本稿はそれらの研究が往々にして問うてきたことに決着をつける、あるいはそのどれかに与する、といったことを目指すものではない。むしろ、そこで問われなかったことに光を当てることによって、この第二類推の議論、そしてこれまでの先行研究の問題点を指摘する。以下では、第一章で第二類推の議論を簡単に整理し、第二章において注目する点を「原因」という概念に絞り込んだ上で、さらに詳細な批判的検討を加える。この成果を用いて、第三章において第二類推の問題点を指摘する。

1. 第二類推の議論について

第二類推論において、常に問題になってきたことは、大まかに言って①カントの原則そのものの射程（いわゆる every-event-some-cause か same-cause-same-effect かという問題⁽²⁾）、②船と家の知覚を対比することによって示されている不可逆性をどのように理解するかという問題、そして③ヒュームとの関係である⁽³⁾。この章では、カントの議論を簡単に再構成するが、それに先立って①と②の論点に関しては、予め立場を表明しておくのが理解の一助になるだろうからここで示しておく。本稿では①第二類推を「全ての出来事は何らかの原因をもつ」といういわゆる“every-event-some-cause”の原則を証明するものとして、そして②不可逆性を、それによって客観的出来事の存在を推論するためのものとしてではなく、客観的出来事を知覚しているならば、その知覚の順序が持つべき性質である、と解す。また付け加えておこなら、全体の構成としては「客観的出来事の認識、経験のための必然的条件」を探求し、そこに何らかの形でのア・プリオリな総合が要求されることを示す、という方向で議論は進んでいると理解している。

1.1 論証の骨格 —第二版の付加部分を中心に—

冒頭でも述べたように第二類推の議論は複雑であり、その構成、妥当性自体が様々な形で論じられ、特に有名なものとして、この論証の中には、6つもの証明があるとする解釈がいくつかのコメンタリーで提示されている⁽⁴⁾。しかしながら本稿ではそういった細かい議論に立ち入ることはせずに、カントの議論全体から主な骨格をとりあげることで満足する。まずは、第二版で付加された部分だけから、議論の構造を見定める⁽⁵⁾。

私は、諸現象が互いに引き続いて生じるということを、言いかえれば、ある時間におけるものの状態がそれ以前の状態においてはその反対であったということを、知覚する。それゆえ私はもともと時間における二つの知覚を連結するのである。(B233)

やや唐突ではあるが、第二類推がそもそも変化に関する議論であること、そしてこの直前の段落の、(第一類推の議論を承けての) 変化についての分析をふまえるなら、正しく理解されるはずである。

カントによれば、変化とは、「現に持続している実体の諸規定の継起的な存在と非存在 (B232)」であり、その持続する実体の「二つの対立する規定 (B233)」に関するものであるから、引用文中の「反対であった」、「引き続いて生じる」などという表現は変化を見越した上でのものであると理解される。また、変化である以上、もちろん二つの知覚(あるいは状態)が必要とされることは誰もが認めるだろう。

ところで、引用文 (B233) 中の最後の「連結する (verknüpfen)」という語は、カントの理論内部では特殊な意味を持つ。カントにあっては、このような「連結」の機能を果たすことができるのは、構想力である。しかしながら構想力はそれのみでは規定された結合を果たしはしない。また、時間はそれ自身では知覚されないゆえ、ある現象がそれ自体だけで時間位置を規定されることもありえない。しかしながらわれわれは規定された客観的関係を認識している。一体いかにしてか。このことの解明のために必要となるのが、変化という客観的継起の分析である。

ところで、この客観的関係が規定されたものとして認識されるためには、二つの状態の間関係が、それらのうちのいずれの状態が先に定立され、いずれの状態が後に定立されなければならないかということ、またその逆のように定立されてはならないということが、その関係によって必然的なものとして規定されるように、思考されなけ

ればならない。(B234)

一言で言うなら、変化に特徴的なことはその順序の規定性、つまり必然性である。では、知覚も構想力も果たしえないところの、必然性を順序のうちにもたらずその役割を果たすものは一体何か。

しかし、総合的統一の必然性をおびている概念は純粹悟性概念だけでしかありえず、この純粹悟性概念は知覚の内にはないのであって、それはこの場合は原因と結果の關係の概念にほかならない。(B234)

ところで、これによって初めて客觀的關係、客觀的順序は認識されるのであるから、

それゆえ、私たちが、諸現象の繼續を、したがって、全ての変化を原因性の法則に従わせることによってのみ、經驗すら、言いかえれば諸現象についての經驗的認識すら可能である。したがって諸現象自身が、經驗の対象としては、まさにこの法則にしたがってのみ可能である。(B234)

と言いうる。この議論は全体を通して、かなり多くの前提知識を要するが、ある自明な經驗から出発し、その必然的条件を消去法を用いて探っていく、という比較的シンプルな論述の構成である。次にこの付加ではない部分についてもその大筋を確認しておく。

1.2 論証の骨格

第一版での議論は何らかの変化の認識をそもそも見据えてからのものというよりは、われわれの(あるいはカントがわれわれに帰した)表象様式の特異な点を指摘することから始まる⁶⁾。つまり、「現象の多様なものの把握は常に繼起的である。(B234)」

ところで、このような前提の下でかの有名な議論が展開される。把握は常に繼起的である以上、家屋の把握も船の流れ下りの把握も同じように「繼起的」としか言いえないものになる。しかしながらわれわれは常にそれらを区別しているはずである。では、それらを分かつものは何か。

しかしながら私は、一つの生起を含むある現象で、知覚の先行する状態を A、後続す

る状態を **B** と名付けるなら、把握においては **B** は **A** に後続するのみであるが、**A** という知覚は **B** に後続することはありません、先行しうだけであるということにも気づいている。(中略) それゆえ、把握において諸知覚が継続する順序はこの場合には一定しており、だからこの順序にその把握は拘束されている。(B237)

これがいわゆる不可逆性の問題である。つまりそれは、客観的な継起としての変化を認識する際の、その順序の必然性についての問題である。ところで、このように順序が規定されていることを取り出せたならば、これに続く議論は先に確認したものとたいして変わらない。つまり、その順序を規定するものは何か、と問われれば、カントは「規則 (Regel)」である、と答える。このようにしてこの規則に従って初めて客観の経験は可能になるのである。

しかし、時間における諸現象の総合的統一の条件としてこの規則を顧慮することが、なんとしても経験自身の根拠であったのであり、それゆえア・プリオリに経験に先行していたのである。(B241)

もちろんこの規則こそ因果法則あるいは「原因—結果」の概念、さらにはその図式であるということになる⁷⁾。

以上で見てきたことから理解されるように、カントはある一つの出来事の経験、客観的認識のためには「原因—結果」の純粹悟性概念、あるいはその図式が要求されることを示しているのみであって、全ての同じタイプの原因に対して同じタイプの結果が生じなければならない、ということまでは示していない⁸⁾。また、不可逆性は客観的出来事の知覚であればそれが持つべき性質であって、その性質を使って、現にわれわれが毎回客観的出来事であるかどうかを推論するところのもの、ではないのである⁹⁾。

2. 議論の詳細な検討

ところで、以上のような解釈において、またこのような解釈をとらない多くの論者の指摘においても、ほとんど問われていないことは、カントの原因概念についてである。多くの場合、上で示したように、既にカントによって議論されたこと (たとえば、演繹論や図式論) に則って、「原因—結果」という対概念の客観的妥当性を示すという形で、そもそも出来事の経験、認識のためにはそれへの「原因—結果」の対概念の適用は不可欠の条件で

あり、このことから、そういった出来事認識は、カントの言うように、「原因と結果の連結の法則に従って (nach den Gesetz der Verknüpfung der Ursache und Wirkung)」いるのでなければならない、あるいは、因果的に規定されていなければならない、とされる程度である。しかしながら以下では原因という概念に焦点を当てながら、次の二つのことを問うてみたい。すなわち、そもそも原因とは一体何であるのか。そして、果たして原因と結果の時間関係は規定されたか。この二つの問いに答えるために、もう一度第二類推の議論をやや詳しく点検する。

2.1 原因とは何であるか

2.1.1 原因は出来事であるか

原因が出来事である場合、カントの因果関係のモデルは、「出来事—出来事モデル」とでも言うのだろうか⁽¹⁰⁾。このモデルでは出来事が原因となって、それが結果としての出来事を引き起こすということになる。しかしながら、このようなモデルをカントの因果関係のモデルとして採用することは躊躇われる。

第一に、カントが論証の中で原因を出来事である、と明言している箇所は見当たらない。

第二に、もしこのようなモデルを採るなら、二つの出来事に関して、原因結果関係としてのそれらの時間関係が規定されなければならない。しかしながらそうすると、二つの出来事を扱う以上、四つの知覚がその順序に関して、証明で語られなければならないであろう。ところで、既に見たようにカントの証明は決してこのようなものではなかった。カントが明言しているのは一つの出来事内部での二つの知覚の順序の規定性であって、二つの出来事間の順序の規定性に関してではないのである。そもそもこのモデルはカントの証明構造には合致しえないものなのである⁽¹¹⁾。

2.1.2 原因は実体あるいはその作用であるか

原因を実体あるいはその作用（力）であるとするモデルが、おそらくはカントの念頭にあったものに一番近いように思われる。このことは、たとえば次のようないくつかの引用文に表れていると言えるだろう。

この原因性は働きという概念へと導き、この働きは力という概念へと導き、このこと
によって実体という概念へと導く。(B249)

働きが既に原因性の主体の、結果に対する関係を意味する。ところで、全ての結果は、現に生起するものの内にあり、したがって、時間がその継起から見て表示する変移しうるものの内にあるゆえ、この変移しうるものの究極の主体は、全ての転変するものの基体としての持続するもの、言いかえれば、実体である。なぜなら、原因性の原則に従えば働きは常に諸現象の全ての転変の第一根拠であり、それゆえ、それ自身転変する主体のうちにあることはできないからである。(B250)

ところで、あらゆる変化は原因を持っているが、この原因は、その変化がそこで行われる全時間にわたって、その原因性を証示している。(B253)

さらに、第三類推における次の引用も参考になるかもしれない。

それゆえ、あらゆる実体が（実体はその諸規定に関してのみ帰結でありうるから）他の実体におけるある種の諸規定の原因性を含んでいると同時に、他の実体の原因性の諸結果をそれ自身のうちに含んでいてはじめて、言いかえれば、それらの諸実体が力学的相互性を（直接的ないしは間接的に）なしてはじめて、同時存在は何らかの可能的経験において認識されうる。(B259)

以上の引用においては、原因よりもむしろ原因性⁽¹²⁾ (Kausalität) という言葉が頻繁に登場していることがやはりまずは目を引くことであろう。おそらくカントの考えは、この作用としての原因性が、ある一定の時間をかけて影響し続けることによって、変化を引き起こし、そのかぎりでの原因性、ひいては、この原因性の主体としての実体の変化の原因（あるいは新たに生起する規定の原因）だと考えうる、というものであろう。以上によって、さしあたっては、原因は実体である、と言いうる。しかしながら、注意すべきは、これらの引用は証明部分とは直接は関わらない箇所からのものであり、かつ、原因が実体であることは論証されたものではない、ということである。たとえば、B249の引用で、「この原因性は働きという概念へと導き、この働きは力という概念へと導き、このことによって実体という概念へと導く」などと言われているが、どのような論理でそれらに導かれるのか、ということは全く語られていないのである。このことを確認しておいて、われわれは第二の問題、すなわち原因と結果の時間規定ははたしてなされたか、という問題に進もう。

2.2 規定された時間関係は何についてのものか

第一章で示されたように、客観的な順序が規定されたものであることを認め、それゆえ、何らかの必然性を帯びた概念が必要であることは認めたとしても、一つ問題がある。それは、そこで規定された順序がそのまま原因→結果の順序ではありえない、ということである。たとえば、カントは「水→氷」といった状態変化や、「上流の船→下流の船」といった位置変化⁽¹³⁾を例として挙げているのだが、これらの例においてはもちろん先行するものが原因であるとは言い難い。あるいはもっと言えば、これらを原因とってしまう因果関係の擁護はなされたとしても支持し難い。

ところで、もちろんこのような批判は当たらない。Paton(1936)の言うように、「カントの言っていることは、あらゆる客観的継起は因果的に規定されなければならない (must be causally determined) ということであって、その継起が原因と結果の連続でなければならない、ということではない」のである。つまり、この変化そのもの、あるいは先ほどのカントの例 (B237) で言うなら、Bの生起そのものが結果であって、原因はそのBを含まない先行状態Aそのものではありえない。むしろこの順序は変化の内部に関することであり、原因はその内部にあるわけではない (つまりAではない)。繰り返しておくなら、Bの生起において誰もがおそらく認めることはBではないもの(A)がそれ以前にあったはずだ、ということのみであって、B以前に原因があったということではないのである。このこと (つまり、原因がそもそもあること、そしてその原因が先行すること) をこそカントは証明しなければならないのである。

ところで、このとき見落とされてはならないのが、はたして第一章での議論において、原因は結果に時間的に先行することは示されているのだろうか、という点である。むしろ時間の先後関係を確定的に語られているのは、二つの状態についてであり、結果としての変化の内部においてのみなのではなかろうか。つまり、カントが語っているのは、ある出来事が、当のその出来事であるための、出来事内部における不可逆性、順序の必然性であって⁽¹⁴⁾、原因が必然的に結果を自らに後続するものとして生じさせる、という意味での必然性については何ら語りえていないのではなかろうか。

もう一度整理しておこう。変化において承認されるのは、変化という以上何か二つの知覚である。つまり、カントも言うように「あるものが生起するということ、言いかえれば、あるものが、あるいは以前には存在しなかったある状態が生成するということは、この状態をそれ自身のうちに含んでいないある現象が先行するるのでなければ、経験的には知覚さ

れえない (B236)」のである。次に不可逆性の議論によって明らかにされたのは、この二つの状態の間にある「順序における規定性」もまた必要とされることである。まとめるなら、客観的継起の認識のためには、①生起における「先行状態」と②「順序における規定性」とが必要である。しかしながら重要なのは、このことはそれだけでは、「順序を規定する（あるいは、何が後続するのかを規定する）先行状態」が必要であることを含意はしない、ということである。先にも見たように、この場合の先行状態とは、たとえば氷結の例での「水」を指すのであって、それは「先行状態」としては必要であるが、後続するものを「規定する」ものである必要はないのである。このことをふまえて、以下の引用文を見てみよう。

もしある出来事に、その出来事が一つの規則に従ってそれに続かなければならないところの何か、先行しないとすれば (Man setze, es gehe vor einer Begebenheit nichts vorher, worauf dieselbe nach einer Regel folgen müßte)、知覚の全ての継続は、もっぱら把握のうちにだけあるものに、言いかえれば、単に主観的なものになってしまい、このことによっては、何がもともと先行する知覚で、また何が後続する知覚でなければならないのかは、客観的には全然規定されないであろう。(B239)

注目すべきは、この文章の仮定部分（ドイツ語を示した部分）にある。カントは実はこの部分を「もしある出来事に、規則（つまり順序における規定性）がなければ、」という表現を用いるだけでも、つまり上述した②の条件を挙げるだけでも、後件を成立させるのである。しかしながら、その中にさらに「先行状態」の必要性という①の条件をも組み込むことで、同様の後件を成り立たしめる。ところで、後件は否定されるはずであるから、あたかも、「後続する状態を規定する、先行状態」がなければならぬかのように考えられてしまう。しかし、「規定性」と「先行状態」はともに要求されるものの、先行する状態が同時に、規定するものである必要はないのである。

このことは直観的にも理解されるはずである。「水→氷」という変化があるとき、もちろん「水」という「氷でない状態」は条件としては必要であるが、誰も氷という状態の生起の原因が水である、とは考えないであろう。ところが、上の引用の「出来事が一つの規則に従ってそれに続かなければならないところの何か」という表現は、それがあたかも後続する状態を規定する、あるいは後続する状態の生起を引き起こす（言ってしまうえば「産出」する）かのように考えられ、原因の概念を連想させる。そしてこのことによって、原因は

結果に先行する、あるいは、結果には先行する原因がある、ということが示されたかのよう
に思われるのである。しかしながら、カントは原因と結果の時間関係は規定しえていな
い。原因と結果の先後関係については論じきれていないのである。カントが論じているの
は変化の内部の時間関係であって、それは決して原因と結果の時間関係を意味しはしない。

このことは第二類推の議論の成否に大きな疑問を投げかける。というのも、原因と結果
の時間関係こそが規定されるべきであり、それによって「原因—結果」のカテゴリーある
いは図式の客観的実在性が示されるはずだからである。カントが自ら語るところによれば、
「物一般の原因および原因性の図式は、その実在的なものが任意に定立されるとき、いつ
でもある他のものがそれに引き続いて生じる、そのような実在的なものである。
(A144/B183)」はずなのである。

ところで、以上のような主張に反して、カントが明らかに原因と結果の時間関係につい
て語っていることを示すような箇所がある。このことは、証明以降の箇所に登場するクッ
ションの例に表れている。当該の箇所を吟味してみよう。

埋めものをしたクッションの上に置かれていて、そこに窪みを作っている球を原因と
みなすときには、この原因は結果と同時に存在している。しかしながら私はやはり両
者を両者の力学的結合の時間関係によって区別する。なぜなら、私が球をクッション
の上に置けば、以前には平らだったそのクッションの形態に引き続いて窪みが生ずる
からである。しかし、クッションが（私の知らない原因によって）窪んでいるとして
も、それに引き続いて鉛の球が生じるということはない。(B249)

この箇所ではカントは原因と結果の先後関係を規定してしまったがために生じるだろう
反論、すなわち原因が結果と同時にある事例について、いかなる説明が可能かを論じてい
る。しかしながら、この例とその反論はそれ自体やや奇妙である。というのも、そもそも
先ほどまでの氷結や船の例とは違って、クッションと球という二つの異なる事物（実体）
が登場しているからである。議論の構図自体が第一章で確認した証明部分とはそもそも違
うものになっているのである。

ところで、この例はどのように理解されるだろうか。筆者の示した論点によれば、ここ
にはさほど大きな問題はない。既に示したように、そもそもカントは原因が結果に必然的
に先行しなければならないことを示せてはいないから、原因と結果の同時存在は問題には
ならない。また、この事例においては、クッションの窪みが結果であるなら、それに関し

て時間関係が規定されるのはクッションの窪んでいない状態がそれ以前にあった、ということのみである。つまり、そもそもここで原因とされている鉛の球とクッションの窪みの時間関係に関しては、実は証明の時点で何も規定されていない以上、何ら問題を孕むものはないのである。この事例においては、議論の構図自体が明らかに証明部分のものとは違っていることが注意されるべきである。

3. 第二類推の問題点

以上で見られた問題、およびそこから生じると考えうる問題点を本節でまとめておこう。

第一に、2.2 で示されたことは、原因が出来事であろうが、実体であろうが、原因と結果の間の先後関係は、証明されたとするには不十分である、ということである。このことは、カントが「物一般の原因および原因性の図式は、その実在的なものが任意に定立されるとき、いつでもある他のものがそれに引き続いて生じる、そのような実在的なものである。(A144/B183)」という原因性の図式を、この証明において使用することに疑義を抱かせるのに十分である。

また、「必然性」という点に関して言うなら、カントは、変化の内部の二つの知覚間の順序の必然性と、原因結果の産出の必然性を取り違えている、とも言うだろう。

第二に、2.1.1 によって示されたことは、第二類推解釈において一般的に共有されている、原因が出来事であるとする暗黙の了解に異議を唱える。たとえば、Melnick (2004,2010) のように、出来事同士の因果的産出関係がそのまま時間の必然的進行（後続する時間の産出）に対応する、といった解釈は全く成り立たないことを示す。カントが示しているのは、ある一つの変化の内部にある、二つの知覚の時間関係のみであり、あまりに弱い主張なのである。

第三に、2.1.2 (および2.2) によって示されたことは、おそらくはカントが考えていた原因は「実体」であろうが、そのことは少なくとも論証においては全く問題とされていないということである。われわれが、原因はおそらく「実体」であろうと判断するために参照された箇所は、何らそのことを証明するものではなく、むしろ示唆するまでしか言いようのないものであった。

加えて、この原因を実体とするモデルについては少なくとも次の問題が考えうる。それは、因果連鎖を語るのにさらに複雑な議論を要する、ということである。もちろん、第二類推だけをとりあげるなら、カントが決定論的な世界観までは主張していないことは十分認めうる。しかし問題はむしろ、このモデルでは因果連鎖をさしあたっては考えられない

構造になってしまう、という点にある。このモデルによれば、原因は必ず「実体」でなければならない。そして、結果はある新しい規定の生起である。では、この結果としての規定の生起は、同時に何らかの規定の生起の原因となりうるだろうか。原因は「実体」でなければならないのだから、このようなことは考えられず、そのことを主張するためにはさらなる議論が必要であろう。

ところで、以上のような批判に対して、原因が実体か出来事かを問わずに証明をなしうる事が、そもそもこの証明の利点である、と反論することも可能であろう。しかしながら、この批判によっても第一の論点をかわすことにはならない⁽¹⁵⁾。また、このような証明にとっての利点は、実際的な観点からは欠点でもあると考える。というのも、原因が実体であろうが、出来事であろうがどちらでもかまわない、と主張することは、逆に言えば、どちらであるかは規定しえない、あるいは規定するためにはさらなる議論、証明が必要であることを示唆するからである。そして、どちらであるかを規定しないままなされた証明は、個別的因果法則と接点を持たないばかりか、広く因果関係の実在性の主張としても空疎なものとなるであろう。というのもその場合、「何かよくわからないがある種の「関係」の客観的実在性は論証された」と言うに等しいからである。

4. おわりに

端的に言うなら、これまで見てきたことは、カントは因果関係の客観的妥当性を論証したとして、その関係の内容とは一体何であるのか、ということである。われわれは、「原因」に焦点を当てることによってこのことを解明しようとした。しかしながらそこにおいて見出されたのはむしろ、問われずにいた問題群である。

以上のような議論に関して反論や新たな読みの可能性が考えられたなら、本稿にとってそれ以上に望ましいことはない。というのも、その時、本稿は少なくともカントの議論の形式に関わるのではなく、その内容に関わる議論を始めるべきであるということを描き出したことになろうから。

註

⁽¹⁾ 以下『純粋理性批判』 *Kritik der reinen Vernunft* (Philosophische Bibliothek ; Bd. 505) からの引用は、慣例に従い、第一版を A、第二版を B として、ページ数を表記する。尚、邦訳については原佑訳『純粋理性批判上』、平凡社ライブラリー、を参考にし、適宜改めた。

⁽²⁾ Beck(1978)参照。そもそも Beck は、every-event-some-cause と same-cause-same-effect の両原則をヒュームの懐疑に対応させて名付けている。本稿では、前者を「あらゆる生起するもの（存在し始めるもの）は必然的に何らかの原因をもつ」という原則として、後者を「ある特定の（タイプの）原因は、ある特定の（タイプの）結果を必然的に有する」という原則として扱う。

⁽³⁾ 言うまでもないことだが、これらの問題のみに絞られるとは断じて考えてはいない。たとえば自由との

関係や、超越論的観念論全体での位置付けなどその他多くのものが考えられる。しかしながら、当面の問題となることにとってはこれだけで十分である。ちなみに③の論点も本稿では扱わない。

(4) Smith(1918), Paton(1936) らがそれに従っている。

(5) 第一版から残る部分と全く質の違う議論であるとは思われないから、議論の理解の素材として使用することは許容されるであろう。

(6) それでも議論全体の構成には変わりはない。つまり、筆者はここにおいても変化の認識の可能性を問うているものと見ている。もちろん心理的なプロセスの分析などでは断じてない。

(7) 第一版で証明されるべき原則では、そもそも「一つの規則に従って (nach einer Regel)」ということまでしか書かれておらず、証明部分についても(つまり、実例を挙げている部分を除けば)、原因、結果という語が直接言及されることはほとんどないのであるが、このようにしておいて間違いはないであろう。概念と規則の関係については演繹論を参照のこと。

(8) つまりここでは Allison(1983) の言う弱い解釈 (weak interpretation) をとる。さらにこのとき対比されている強い解釈 (same-cause-same-effect) に対しては、それは理性の統制的原理に属するものである、という批判が多くなされている。Allison(1983), Beck(1978), Bayne(2004) など。

(9) Allison(1983)も不可逆性は“inference ticket”などではない、という表現で同様の指摘をしている。

(10) 暗黙のうちにこのモデルを前提してしまっている論者は非常に多い。Paton(1936), Allison(1983), Beck(1978) など。

(11) カントの証明をまったく別の方向から理解すれば「出来事—出来事モデル」での因果関係の証明がなされている、という主張が可能であるのかもしれないが、筆者の知るかぎりではこのような主張を支持するための議論を自覚的にしている論者はいない。このような理解を意識的にとりあげて批判しているものとしては Watkins(2005) があるが、彼の議論は第三類推を重視した筋立てであり、筆者のものとは違う。

(12) 余談ではあるが、この概念は第三アンチノミーの解明にとって重要な役割を果たす概念でもあるように思われる。

(13) カントが変化ということでは何を指しているのかという問題には本稿では立ち入らない。

(14) たとえば、水→氷と、氷→水という二つの変化において、この変化に含まれる要素としての状態が同じであっても、それぞれの順序では変化としては別のものになってしまうだろう。氷結という当の変化を示すためには「水→氷」という順序が必然的に考えられなければならない。しかしこれは原因→結果の必然性であるとは考えられないであろう。

(15) 念のために述べておくと、第一の論点と第二、第三の論点は別個である。つまり、第二、第三の論点が全く無意味であるとしても、第一の論点 (時間規定の問題) は問題として残り続ける。

文献

Allison, Henry E. (1983). *Kant's Transcendental Idealism*. New Haven: Yale University Press.

Bayne, Steven M. (2004). *Kant on Causation: on the Five Routes to the Principle of Causation*. Albany: State University of New York Press.

Beck, Lewis White (1978). *Essays on Kant and Hume*. New Haven: Yale University Press.

Melnick, Arthur (2004). *Themes in Kant's Metaphysics and Ethics*. : The Catholic University of America Press.

——— (2010). 'The Second Analogy', in Graham Bird (Ed.), *A Companion to Kant* (pp.169-181), Blackwell Publishing Ltd

Paton, Herbert James (1936). *Kant's Metaphysic of Experience*. London: Georg Allen & Unwin.

Smith, Norman Kemp (1918). *A Commentary to Kant's "Critique of Pure Reason"*. The Macmillan Press Ltd. (2001, 山本冬樹訳, 『カント「純粹理性批判」註解』, 行路社)

Watkins, Eric (2005). *Kant and the Metaphysics of Causality*. Cambridge: Cambridge University Press.